

○ケーブルテレビ御杖村自治体放送放映広告取扱要綱

(平成 18 年告示)

改正 平成 19 年告示 令和 4 年 12 月 22 日告示第 117 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、ケーブルテレビ御杖村自治体放送(以下「ケーブルテレビ」という。)で放映する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放映可能な広告の範囲)

第 2 条 ケーブルテレビで放映することができる広告の範囲は、御杖村広告掲載要綱第 4 条の規定に準ずるものとする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告は電子データとし、規格等については、次のとおりとする。

規格 横 640 ピクセル・縦 480 ピクセル

形式 JPEG 形式

2 広告の表現が次の各号のいずれかに該当するものは放映しない。

(1) 村の事業であると錯誤しやすい表現

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者に誤解を与えるおそれのある表現

(広告放映料)

第 4 条 広告放映料は、1 コマあたり 1 か月につき 2,000 円とする。

(広告の放映時間等)

第 5 条 広告原稿 1 枚につき、1 コマとし、放映時間は 20 秒とする。

(広告の放映期間)

第 6 条 放映期間は月単位とし、連続する放映期間は最大 12 か月を超えない期間とする。

(広告放映の申込)

第 7 条 広告放映希望者は、放映を希望する日の 2 か月前から 1 か月前までの間に、ケーブルテレビ広告放映申込書(様式第 1 号)を村長に提出するものとする。

(1) 放映を希望する広告の見本

(2) 広告の電子データ

(3) 事業所等の概要が確認できる書類

(4) 業種により必要とされる各種資格証明書、届出書、許可証等の写し

2 広告放映希望者が望むときは、村長は複数のコマの申込み及び放映を認めることができる。

(広告内容等の変更)

第 8 条 村長は、広告の内容又はデザイン等がこの告示等に抵触していると判断した場合は、広告放映希望者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告放映の決定)

第 9 条 村長は、広告放映の可否を決定したときは、ケーブルテレビ広告放映決定通知書（様式第 2 号）によりその結果を申込者に通知する。

(広告放映料の納付)

第 10 条 広告主は放映決定後、広告掲載料を村長の指定する期日までに、一括して別紙のとおり納付することとする。

(広告放映の順序)

第 11 条 広告を放映する順序は申込順とする。

(疑義等の決定)

第 12 条 この告示に疑義があるとき、又はこの告示に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は御杖村広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示)

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 22 日告示第 117 号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

ケーブルテレビ広告放映申込書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

ケーブルテレビ広告放映決定通知書
[別紙参照]

別紙

別紙

[別紙参照]